

川西市公告第42号

入札公告

下記不動産について、次のとおり一般競争入札（市有地売却）を行うので、川西市契約規則（昭和49年規則第15号）第7条の規定に基づき公告する。

令和8年4月1日

川西市長 越田 謙治郎

記

物件番号8-1

川西市花屋敷山手町188番 山林 275.98㎡

詳細は、別添「令和8年度花屋敷山手町188一般競争入札(市有地売却)実施要領」のとおり



川西市

令和8年度

花屋敷山手町188

一般競争入札（市有地売却）

実施要領

※入札に参加を希望される方は、この実施要領をよく読み、内容を十分把握したうえでご参加ください。

川西市都市政策部資産活用課

目 次

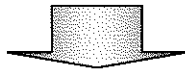
○一般競争入札（市有地売却）の概要	1
○入札参加申込みから引き渡しまで	
1. 申込内容の掲載	2
2. 申込資格	2
3. 申込方法	2
4. 現地見学会	3
5. 質問	3
6. 入札について	3
7. 入札の辞退について	4
8. 入札にあたっての注意事項	4
9. 開札について	5
10. 落札者の決定	5
11. 契約の締結と売買代金等の支払方法	6
12. 物件の引渡し及び所有権移転登記	6
13. 用途の規制	6
14. その他の注意事項	6
○土地売買契約書（案）	8～11
○物件調書、位置図・明細図	12～16
○一般競争入札参加申込書	17
○一般競争入札参加資格証	18
○現地見学会参加申込書	19
○立会委任状	20
○入札保証金還付請求書	21
○入札書	22
○入札辞退届	23
○くじによる契約の相手方決定シート	24

一般競争入札（市有地売却）の概要

1. 市有地売却のお知らせ	令和8年4月1日（水） 「市広報誌」、「市ホームページ」に掲載
---------------	------------------------------------



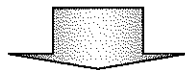
2. 入札の公告	令和8年4月1日（水） 川西市電子掲示場に掲示
----------	----------------------------



3. 申込の受付	期間	令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）まで （土・日・祝日除く） 受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から12時45分までを除く）
	場所	川西市都市政策部資産活用課（市役所5階4番）

※ 申込受付時に、入札関係書類を配布します。
 ※ 郵送の場合は、申込書一式を申込受付期間内に簡易書留で郵送（6月19日（金）必着）その際、必ず140円切手を貼った返信用封筒を同封してください。受付後、入札参加資格証と納付書を郵送します。

【宛先】 〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市都市政策部資産活用課 宛

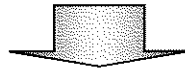


4. 入札保証金の支払 及び 入札関係書類の提出	令和8年7月2日（木）までに入札金額の5%以上納入し、（入札保証金は売買代金に充当） 令和8年7月3日（金）（必着）までに入札書及び所定の入札関係書類を簡易書留で送付してください。
--------------------------------	---

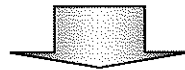


5. 開札、落札者決定	日時	令和8年7月10日（金）午前10時から
	場所	川西市役所 5階 502会議室

※ 入札締切後、直ちに開札し、落札者を決定



6. 契約締結	落札者決定後、7日以内 市と落札者との間で土地売買契約を締結
---------	-----------------------------------



7. 売買代金の支払	2通りから選択 ①本契約時に、全額を支払う。 （入札保証金は売買代金に充当） ②本契約時に、売買代金の10%を契約保証金として納付し、残額を本契約後30日以内に支払う。 （入札保証金は契約保証金に充当） （契約保証金は売買代金に充当）
------------	--



8. 物件の引き渡し 所有権移転登記など	売買代金納入確認後、物件を引き渡します。また、本市において所有権移転登記・買戻し権設定登記を行います。
-------------------------	---

※ 詳細は、『令和8年度花屋敷山手町188一般競争入札（市有地売却）実施要領』をよくお読みください。

市有地等売却の実施要領〔入札参加申込みから引き渡しまで〕

1. 申込内容の掲載

○と き 令和8年4月1日（水）から市ホームページに掲載開始

2. 申込資格

○ 次の事項に該当する方は、申込みすることができません。

（申込のできない方）

- (1) 成年被後見人
- (2) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者
- (4) 法人税、所得税、固定資産税、法人市民税、住民税を滞納している者
- (5) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者

3. 申込方法（申込の方法は、持参と郵送の2通りがあります）

- (1) 申込書類を持参する場合

入札参加申込書・入札参加資格証に必要事項をみれなく記入し、下記の添付書類を揃えて申込受付期間内に持参のうえ提出してください。

- (2) 申込書類を郵送する場合

入札参加申込書・入札参加資格証に必要事項をみれなく記入し、下記の添付書類を同封のうえ、必ず簡易書留で郵送してください。その際、必ず140円切手を貼った返信用封筒を同封してください。受付後、入札参加資格証と納付書を郵送します。

- (3) 代理人が開札に立会する場合は立会委任状及び受任者本人であることが確認できるもの（社員証・運転免許証など）を開札当日に持参して下さい。

- (4) 添付書類

個人の場合⇒住民票1通（共有で申請する場合は全員の分）

納税証明書各1通（所得税・税務署様式3の2、住民税と川西市の固定資産税）

法人の場合⇒当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）1通（共有で申請する場合は全法人の分）

納税証明書各1通（法人税・税務署様式3の3、法人市民税と川西市の固定資産税）

※ 証明書類は申込日の3カ月以内に発行されたもの

※ 納税証明書は令和7年のもの

- (5) 申込期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）まで

（土・日・祝日除く）

午前9時～午後5時（正午から12時45分までを除く）

※郵送の場合は6月19日（金）必着とし、それ以降に到着したものは受付できませんのでご注意ください。

(6) 提出先

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市都市政策部資産活用課（川西市役所5階4番）

4. 現地見学会

現地見学会を下記期間で随時開催しますが、参加は任意です。

(1) 見学期間

令和8年4月10日（金）から令和8年5月8日（金）まで
（土・日・祝日除く）

(2) 申込期間

令和8年4月1日（水）から令和8年5月1日（金）まで

(3) 申込受付方法

見学希望の1週間前までに参加申し込みをしてください。

なお、件名を「現地見学会申込(申込予定者名)」とし、現地見学会参加申込書を添付してE-mailで提出してください。

電話での申込は受け付けません。

(4) 集合場所・日時を含め、別途E-mailで通知します。

(5) その他留意事項

① 1組につき、参加人数は3名までです。

② 当該申込は現地見学会に対する申込です。入札の参加については、別途申し込みをしてください。

③ 現地見学会当日は、原則として質疑応答は行いません。

④ 指定された場所以外の写真撮影は禁止です。

5. 質問

(1) 質問受付 申込予定者からの質問をE-mailで受け付けます。

様式は任意ですが、質問事項、氏名（会社名）、連絡先及び件名「物件番号8-1に関する質問について」を記載の上、令和8年5月20日（水）までにご提出ください。令和8年5月29日（金）以降に【川西市ホームページ】⇒【入札状況】⇒【入札・契約】⇒【市有地の売却・貸付】で、回答します。

（提出先）E-mail：kawa0208@city.kawanishi.lg.jp

6. 入札について（※入札の方法は、郵送に限ります。）

(1) 入札保証金の納付

① 入札参加の申込をされる方は、令和8年7月2日（木）までに入札保証金を納入し

ていただきます。その際、納入者保管用の「納入通知書兼領収書（銀行印押印済みのもの）」は、入金確認のため、川西市資産活用課（kawa0208@city.kawanishi.lg.jp）までE-mailで送信をお願いします。

- ② 入札保証金を納入する納付書は、申込受付時にお渡しいたします。
なお、郵送申込された場合は、受付後に、入札保証金の納付書を送付しますので、その納付書で納めてください。
 - ③ 入札者は、入札保証金として、入札しようとする金額の5%以上（1円未満切上げ）の額を納入してください。
 - ④ 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後ご指定の銀行口座への振込みにより還付します。
 - ⑤ 還付する入札保証金には、利息は付しません。
 - ⑥ 入札保証金は、売買代金又は契約保証金に充当します。
- (2) 入札方法について
- ① 入札方法は、郵送のみです。必ず所定の封筒による簡易書留をお願いします。
 - ② 入札受付期間
令和8年6月22日（月）から令和8年7月3日（金）まで《必着》
 - ③ 提出する書類
 - ・ 入札書（入札書提出用封筒に封入すること）
 - ・ 印鑑登録証明書及び印鑑証明書1通（共有で申請する場合は全員の分）
 - ・ 入札保証金の領収書の写し
 - ・ 入札保証金還付請求書（落札とならなかったとき、還付処理に必要となります。）
 - ・ 入札保証金の振込先の通帳の写し（振込先がわかるもの）
 - ④ 送付先は、2ページの「(6) 提出先」と同じです。

7. 入札の辞退について

入札参加者は、入札開始時刻までは、いつでも入札を辞退することができます。入札を辞退するときは、入札辞退届を郵送又は持参により提出してください。ただし、郵送については、入札日の前日までに到着するものに限り、既に入札保証金を納めた場合は、ご指定の銀行口座への振込みにより還付します。

8. 入札にあたっての注意事項

- (1) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入のうえ、本人が入札する場合は本人の実印を必ず押印してください。
- (2) 入札書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3…）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、当該物件の入札金額を記入してください。
- (3) 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ・ 入札参加資格のない者がした入札
 - ・ 指定した日時までに到達しなかった入札
 - ・ 所定の入札書によらない入札

- ・入札保証金を納入していない者の入札
- ・入札金額が最低売却価格未満の額の入札
- ・入札保証金が入札金額の5%未満の額の入札
- ・入札者の記名押印がない入札
- ・印鑑登録証明書及び印鑑証明書と異なる印鑑を押印した入札
- ・入札書封筒に記載の案件名又は差出人名と同封された入札書の案件名又は入札者が相違するもの
- ・入札者が1人で同一物件に2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- ・入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- ・その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札の変更等

- ① 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公平に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期、若しくは中止することがあります。
- ② 入札の執行に際し、災害その他やむをえない事由が生じたときは、その執行を延期、又は中止することがあります。

9. 開札について (※立会は任意です)

○とき 令和8年7月10日(金)午前10時から

○ところ 川西市役所 5階 502会議室

- ・開札当日の受付は、開札開始時刻の15分前から行います。
- ・開札開始時刻までに受付をお済ませいただかないと、開札に立会することができませんので、お早めにご来場ください。
- ・開札開始時刻になりますと、開札会場を閉鎖します。
遅れて来られた方は、開札に立会することが出来ませんので、ご注意ください。

○当日に持参していただくもの

- ・一般競争入札参加資格証
- ・入札保証金の領収書原本
- ・立会委任状(代理人が立会する場合)
- ・代理人が立会する場合、代理人の本人確認できるもの(社員証、運転免許証など)
- ・筆記用具(黒又は青のボールペン)
- ・本書(令和8年度花屋敷山手町188一般競争入札(市有地売却)実施要領)

○開札の公表

開札結果は、入札者の個別に通知するとともに、速やかに川西市のホームページで公表します。

10. 落札者の決定

- (1) 入札締切後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、本市が定めた最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。

- ② ①に該当する者が2人以上あるときは、入札後直ちに行うくじ引きにより決定します。(この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。)

11. 契約の締結と売買代金等の支払方法

- (1) 川西市と落札者との売買契約は、落札者が決定後7日以内に土地売買契約書により締結します。
- (2) 落札者は、契約締結時に、売買代金を一括又は分割により支払していただきます。
- (一括納付)
- ・ 売買契約締結後、市が指定する期日までに全額を支払いしていただきます。
 - ・ 市が発行する納付書により、お支払いください。
 - ・ 既に納入済みの入札保証金は、売買代金に充当します。
- (分割納付)
- ・ 売買契約締結後、市が指定する期日までに売買代金の10パーセント(1円未満切上げ)を契約保証金として納付していただきます。既に納入済みの入札保証金は、契約保証金に充当します。
 - ・ 契約保証金は、売買代金に充当します。
 - ・ 残額は、売買契約締結後30日以内にお支払いください。
 - ・ 残額の支払が行われず、契約が解除された場合、契約保証金は還付いたしませんのでご注意ください。

12. 物件の引渡し及び所有権移転登記

- (1) 売買代金が完納された後、現状有姿で物件を引渡します。また、川西市において所有権移転登記を行います。
- (2) 登記に要する費用(登録免許税)は、落札者の負担となります。

13. 用途の規制

- (1) 落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供することができません。
- (2) 落札物件を川西市暴力団排除に関する条例(平成24年条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者並びにその他反社会的団体の事務所その他これに類する用途に供することができません。

14. その他の注意事項

- (1) 物件調書に売却条件を記載していますので、遵守してください。不明な点は、3ページ「5. 質問受付」の要領で資産活用課までメールにてお問い合わせください。
- (2) 売買契約には、落札物件を用途の規制に違反した場合の買戻し特約を付帯します。
- (3) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。

- (4) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

土地売買契約書(案)

売主 川西市(以下「甲」という。)と買主 (以下「乙」という。)
とは、次の条項により土地売買の契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 甲は、その所有する第3条に掲げる土地(以下「この土地」という。)を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

(売買物件)

第3条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在	地 番	地 目	公簿地積 (㎡)	実測地積 (㎡)
川西市花屋敷山手町	188	山林	275.00	275.98

(売買代金)

第4条 この土地の売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

第5条 この土地の売買に関する契約保証金は、金 円とする。

2 乙が別に定めるところにより甲に納付した入札保証金 金 円
は、前項の契約保証金に充てるものとする。

3 乙は、第1項の契約保証金から第2項の入札保証金を控除した
金 円を甲の発行する納付書により、甲の指定する日までに甲に納
付しなければならない。

4 第1項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

5 第1項の契約保証金には利息を付さない。

6 甲は、乙が第6条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金
に充当するものとする。

7 甲は、乙が第6条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰
属するものとする。

(売買代金の支払)

第6条 乙は、第4条に定める土地代金を、甲の発行する納付書により、甲の指定する日
(令和8年 月 日)までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、売買代金を支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から売買代金を支払
う日までの日数に応じ、年5%の割合で算出した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(所有権移転登記等)

第7条 乙は、契約締結後速やかに登録免許税相当額の印紙及びその他所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前条の売買代金の支払を受けた後、乙を権利者とする所有権移転登記及び買い戻し特約登記を行うものとする。

(所有権の移転)

第8条 この土地の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(土地の引渡し)

第9条 甲は、前条の規定によりこの土地の所有権が乙に移転したときに、引渡すものとする。

(危険負担)

第10条 乙は、契約締結の時からこの土地の引渡しの時までにおいて、この土地が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本契約を締結したあとにおいて、土地の種類、品質、数量又は面積等に関して、契約の内容に適合しない事由があっても、それを理由に履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、及び契約の解除をすることはできず、甲は乙に対して契約不適合責任を負わないものとする。

(用途の規制)

第12条 乙は、この土地を所有するにあたり、次に掲げる内容を遵守しなければならない。

- (1) 当該売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供しないこと。
- (2) 当該売買物件を川西市暴力団排除に関する条例（平成24年条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者並びにその他反社会的団体の事務所その他これに類する用途に供しないこと。
- (3) 別表物件調書の「売却条件」に記載されている全ての事項を遵守すること。

2 乙は、この土地の所有権を第三者へ移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者がこの土地の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

(違約金)

第13条 乙は、第12条に規定する用途の規制に違反したときは、売買代金の20%を違約金として甲に支払わなければならない。

(買戻しの特約)

第14条 甲は、乙が第12条に規定する用途の規制に違反した場合には、契約締結の日から5年間、この土地の買い戻しをすることができる。

2 甲は、前項に定める買戻し期間中に、乙が第12条の義務を履行した場合においては、買戻

しの特約を解除する。

(買戻しの登記及びその抹消)

- 第15条 乙は、甲が前条第1項の規定に基づき、期間を5年とする買戻権並びに第16条第1項及び第2項に定める特約事項を登記することに同意する。
- 2 甲は、前条第2項に定めるところにより買戻しの特約を解除したときは、乙の請求により買戻権の登記の抹消登記を行うものとする。
- 3 前項の買戻権の登記の抹消登記に係る登録免許税は乙の負担とする。

(買戻権の行使)

- 第16条 甲は、第14条第1項に定める買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金より第13条に定める違約金を差し引いて返還するものとする。ただし、当該売買代金には利息を付さない。
- 2 甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、買戻権を行使するときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

- 第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は乙が川西市暴力団排除に関する条例施行規則第2条第1号に規定する暴力団等であると判明したときは、催告によらないでこの契約を解除し、又は土地を買い戻すことができる。

(返還金等)

- 第18条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

- 第19条 乙は、甲が第14条第1項の規定により買戻権を行使したとき又は第17条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないときは、現状のまま返還させることができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、この土地が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところによりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

- 第20条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、第18条第1項の規定により、売買代金を返還する場合において、乙が第19条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴えの管轄は、川西市を管轄区域とする裁判所とする。

(疑義の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 住所 川西市中央町12番1号

氏名 川西市長 越田 謙治郎

(乙) 住所

氏名

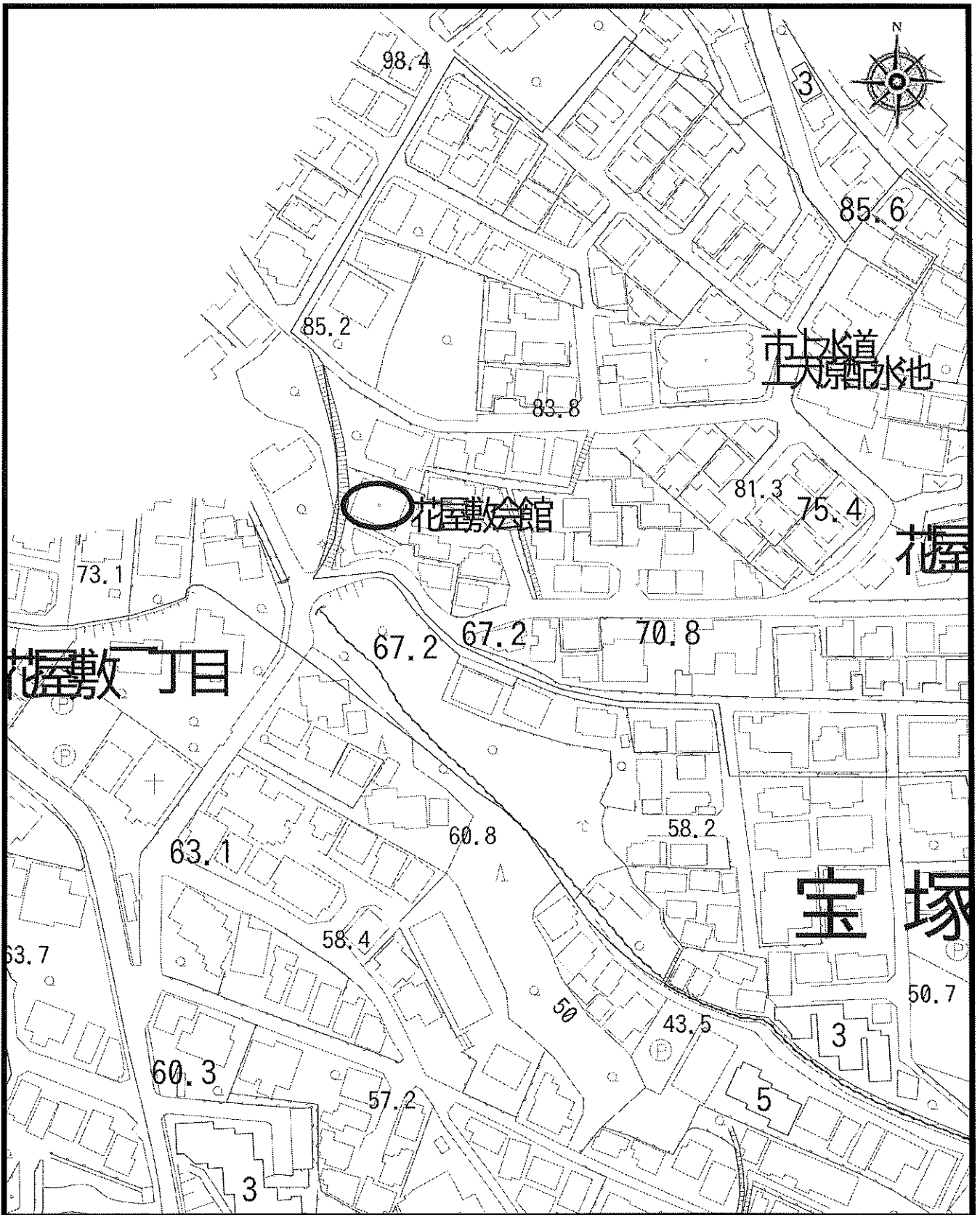
物 件 調 査

物件番号	8-1			
所在地	川西市花屋敷山手町188			
最低売却価格	3,220,000 円			
土地	登記	山林		
	現況	宅地	土地の状況	建物付
	地積	登記簿	275.00㎡	実測
	275.98㎡			
	接面道路の状況	西側【種別】宝塚市道(1319号) (建築基準法第42条2項) 【幅員】約2.0~2.5m		
	用途地域	第一種低層住居専用地域	地区計画	無
	地歴調査	-	土壤汚染調査	-
	土砂災害区域	無	埋蔵文化財包蔵地	無
	ハザードマップ	洪水	無	内水
指定建ぺい率	50%	指定容積率	100%	
建物	家屋番号	未登記	構造	鉄骨造2階建
	延床面積	138.32㎡	間取り等	無
	建築年月	昭和40年	アスベスト含有	不明
	耐震基準	旧耐震	耐震診断	-
上水道	市営水道	下水道	公共下水	
公共施設	桜が丘小学校 東へ 約700m			
	総合センター 東へ 約850m			
	キセラ川西プラザ 東へ 約1,300m			
交通機関	阪急電鉄「川西能勢口」駅 南東へ 約950m			
土地の留意事項	<p>①排水について、売却物件の北側の敷地の排水が通っているため、北側の敷地の排水を確保すること。</p> <p>②売買物件の埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は行っていないため、埋設物などの撤去及び処分等が必要な場合は、落札者の負担で行うこと。地盤及び土壤に関して工事等が必要な場合も同様とする。</p> <p>③売買物件に越境物がある場合についても、現状のままでの引き渡しとなる。市は越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は行いたため、落札者において対応すること。土地売買契約後に越境関係が判明した場合も同様とする。</p>			
	<p>①本件土地には建物が存しているが、未登記のため所有権の移転登記は行わない。</p> <p>②建物は自治会が会館として使用していたもの。</p> <p>③建物については、耐震基準を満たしていない。</p> <p>④落札者の負担において、契約締結日から1年以内に建物等解体工事に着工すること。契約締結後、建物を使用することは禁止する。</p> <p>⑤建築物等の解体撤去は建物基礎杭、給排水設備、樹木(伐根含む)及びその他工作物等を解体撤去すること。落札者の負担と責任において、適切に処分等を行うこと。</p>			

<p>建物等の留意事項</p>	<p>⑥建物のアスベスト含有量調査等が行っていない。アスベスト含有建材が使用されている可能性があるため、建物の解体撤去の際には、落札者の負担でアスベスト含有建材等の調査を行ったうえ、関係法令を遵守して作業を実施すること。これらの作業に伴い追加費用が発生しても、市は一切責任を負わず、落札者は市に対して何らかの請求はできない。</p> <p>⑦敷地内（建物内含む）に存置された動産につきまして、市は所有権を放棄しているため、落札者の負担と責任において、適切に処分等すること。</p> <p>⑧売買契約締結日から建築物撤去完了の日まで、建築物等の管理責任は落札者にあるものとする。落札者は十分な注意をもって建築物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建築物等の管理すること。なお、建築物等の管理に関する一切の経費は落札者の負担とする。</p> <p>⑨落札者は、建築物等の解体撤去にあたり、解体撤去が条件となる建築物等と同規模以上の建築物等の解体撤去工事及びアスベスト除去工事を施工した実績のある者に依頼すること。</p> <p>⑩建築物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理すること。</p> <p>⑪建築物等の解体方法及び解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他県警法令を遵守のうえ適正な方法により解体作業を行うこと。</p> <p>⑫解体作業の過程で市職員が適宜検査を行うこととし、施行完了後に報告書を提出すること。解体検査の内容・時期については、解体工事着手前に市と協議して決定するものとする。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>①現状有姿での引き渡しとなるため、必ず各自で事前に現地確認すること。</p> <p>②土地売買締結後、売買物件の種類、品質、数量又は面積等に関して、契約の内容に適合しない事由があっても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。</p> <p>③近隣住民や工事関係者の安全を確保し、騒音、振動、臭気、光害、電波障害、紛じん等の発生及び交通渋滞、その他の環境保全に十分配慮すること。苦情等があった場合には事業者が責任をもって誠実に対応すること。</p> <p>④近隣住民との調整や関係機関との調整を十分に行い、工事の円滑な進行のため、安全監視員等を配置するなど安全を確保すること。</p> <p>⑤工事や工程等の工夫により、適時近隣住民へ作業時間等の周知を図ること。</p> <p>⑥土曜・日曜・祝日・早朝・夜間の工事は行わないこと。</p> <p>⑦関係する自治会及び利害関係者に対して十分理解と協力を得られるよう積極的に説明を行い、特に必要な事項については、覚書を締結するなど合意の形成を図るよう努めること。</p> <p>⑧土地・建物の引渡し後は、事業者にて善良なる管理者の注意をもって維持管理を行うこと。また、道路等の公共物や構造物（境界杭、事業者が施工したものを含む。）の破損、汚れ等は落札者で維持管理・補修すること。</p> <p>⑨境界杭は重要なものであるため、厳重に維持管理すること。境界杭を工事等で破損・紛失または移動させた場合は、隣接者と立会の上、事業者の費用と責任で原状回復すること。</p> <p>⑩屋外広告物を掲出する場合は、兵庫県屋外広告物条例に基づく許可が必要となる可能性があるため、都市政策課（都市計画担当）に確認すること。</p> <p>⑪川西市では、開発行為に対し都市計画法・建築基準法などの法令や兵庫県・川西市の定める条例に加え「市域において行われる開発行為等の適切な規制・誘導を行うために必要な基準を定め、良好な都市環境の形成と円滑な都市機能の向上を図ることで、安全で安心かつ快適な住環境を実現すること」を趣旨とする川西市開発行為等指導要綱に基づき指導・協議を行っているため、事前に建築指導課と協議を行うこと。</p>

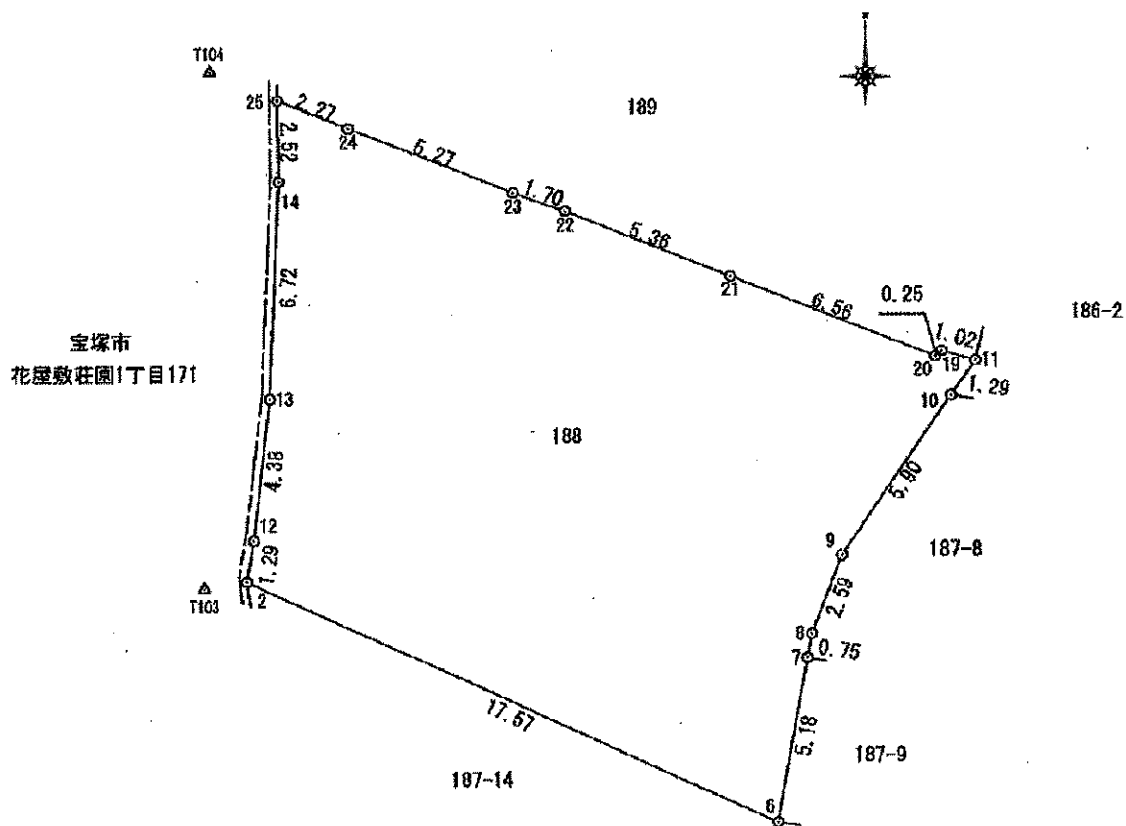
- ⑫都市計画法、建築基準法、建築基準条例、宅地造成及び特定盛土等規制法などの関係法令を遵守し、必要な事項について必ず関係部署と協議すること。
- ⑬「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」について建築指導課と協議すること。
- ⑭既設擁壁がある場合は安全性を明確にすること。また、安全性が確保できない場合はやり替えること。
- ⑮近隣住民、地元自治会等に対し、開発計画及び建築計画等について十分説明すること。開発行為等において、新たな協議事項が発生した場合は、速やかに協議に応じるものとし、必要な措置を講じること。
- ⑯給水計画（引込口径、給水方式等）については事前に水道課と協議すること。
- ⑰上水道の配管状況を台帳閲覧して確認すること。
- ⑱既設給水装置において、使用しない場合、共有部分も含め不要な給水装置は撤去すること。既得権を残存させる場合、最低1栓は設けること。
- ⑲下水道の配管状況を台帳閲覧して確認すること。
- ⑳公共下水道に関する工事を実施する場合は、現地調査を十分に行い、下水道法に基づく許可申請・承認後着手すること。
- ㉑既存公共汚水樹を利用しない場合は、本管付近で閉塞すること。その際も上記②の条件を遵守すること。
- ㉒汚水排水計画において、公共汚水樹及び取付管、本管の整備が必要となった場合は、自費で行うこと。
- ㉓消防水利及び消防活動用空地の設置について事前に警防課と協議すること。

位置図



注釈： 注釈

明細図



座 標 求 積 表

地番	NO	標識	X	Y	辺長	測線
188	2	(既設市コンクリート杭)	-128939.466	98233.190	17.57	6 - 2
	6	()	-128946.946	98249.092	5.18	7 - 6
	7	()	-128941.841	98249.996	0.75	8 - 7
	8	(既設プレート)	-128941.094	98250.129	2.59	9 - 8
	9	(既設コンクリート杭)	-128938.660	98251.037	5.90	10 - 9
	10	()	-128933.729	98254.281	1.29	11 - 10
	11	(既設鉄)	-128932.647	98254.995	1.02	19 - 11
	19	(プレート)	-128932.361	98254.015	0.25	20 - 19
	20	(プレート)	-128932.525	98253.826	6.56	21 - 20
	21	(プレート)	-128930.050	98247.747	5.36	22 - 21
	22	(プレート)	-128928.041	98242.775	1.70	23 - 22
	23	(プレート)	-128927.462	98241.174	5.27	24 - 23
	24	(プレート)	-128925.460	98236.299	2.27	25 - 24
	25	(鉄)	-128924.595	98234.193	2.52	14 - 25
	14	(プレート)	-128927.115	98234.220	6.72	13 - 14
13	(プレート)	-128933.832	98233.918	4.38	12 - 13	
12	(プレート)	-128938.188	98233.400	1.29	2 - 12	
倍面積			551.968861	mf		
面積			275.9844305	mf	地積	275.98 mf

一般競争入札参加申込書

受付印

川西市が実施する下記の市有地等売却一般競争入札に参加したいので、令和8年度花屋敷山手町188一般競争入札（市有地売却）実施要領等を承知のうえ、必要書類を添えて一般競争入札に参加申込みします。

郵便番号

入札参加申込者

住 所

氏 名

印

(TEL - -)

【入札物件】

所在地	地目	地積（実測） m ²
川西市花屋敷山手町188	山林	275.98

【添付書類】

- ① 住民票〔法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）〕
- ② 納税証明書〔法人の場合は法人税・法人市民税と川西市の固定資産税、個人の場合は所得税・市県民税と川西市の固定資産税〕

※連絡先

郵便番号

住所

担当課

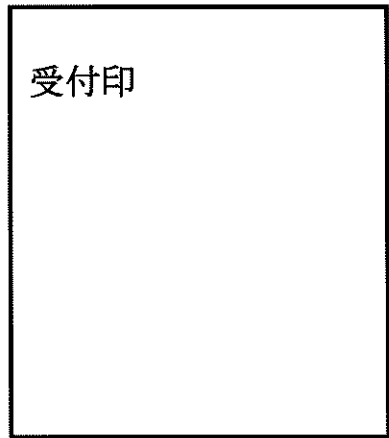
担当者

TEL

FAX

携帯電話

一般競争入札参加資格証



郵便番号 _____

入札参加申込者

住 所 _____

氏 名 _____

印 _____

(TEL - -)

【入札物件】

所在地	開札日時等
川西市花屋敷山手町188	令和8年7月10日(金) 午前10時から 川西市役所 5階 502会議室

【注意】

開札の立会は任意です。立会される場合は、この参加資格証を開札当日に必ず持参してください。

令和 年 月 日

現地見学会参加申込書

「令和8年度花屋敷山手町188一般競争入札（市有地売却）」の現地見学を申込みます。

① 担当者連絡先

所在地又は住所	
商号又は名称	
所属 / 役職	
氏 名	
電話番号	
メールアドレス	

② 参加希望日時

第1希望日時		第2希望日時	
月 日	～	月 日	～
第3希望日時		第4希望日時	
月 日	～	月 日	～

※見学申込書をご記入の上 E-mail (kawa0208@city.kawanishi.lg.jp) でご提出ください。

※詳細は募集要項をご確認ください。

※現地に駐車場はありません。

立 会 委 任 状

代 理 人 住 所
(受任者)

氏 名 印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記物件の売却にかかる一般競争入札立会及びこれらに付帯する一切の権限を委任します。

記

入札物件の表示

所 在 地	地 目	地積 (実測) m ²
川西市花屋敷山手町 1 8 8	山林	2 7 5 . 9 8

川西市長 越 田 謙 治 郎 様

令和 年 月 日

委任者 住 所

氏 名 実印

(上記の内容が記載されていれば様式は問いません)

入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

川西市長 越田 謙治郎 様

住所

氏名

実印

¥ _____ . —

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、川西市に納めた入札保証金を次の口座に振り込んでください。

振 込 先	金融機関名	銀行(金庫)	支店
	銀行・支店 コード		
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他	
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ)	

委 任 状	上記口座に振り込んでください。 口座名義人(受任者)
	住所 _____
	氏名 _____
委 任 状	上記の者を私の代理人として、入札保証金の受領について委任します。 債権者(委任者)
	住所 _____
	氏名 _____

(注)この請求書に、振込先の銀行通帳の写しを添付してください。
銀行名・支店名・預金の種類・口座番号・口座名義人を確認するために必要です。

入 札 書

- ・金額はアラビア数字1・2・3…とすること。
- ・訂正しないこと。
- ・最初の数字の頭に¥を入れること。

	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
金額										
		,			,				,	

但し、川西市花屋敷山手町188の一般競争入札価格

上記のとおり、令和8年度花屋敷山手町188一般競争入札（市有地売却）実施要領の内容を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

入札者

住 所

氏 名

実印

代理人

住 所

氏 名

印
(代理人使用印)

川西市長 越 田 謙 治 郎 様

* 係員 認印

- (注) 1 黒又は青のボールペンにより記入してください。
- 2 入札者の印鑑は、一般競争入札参加申込書の申込者印と同一のものを使用してください。
- 3 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）を記入のうえ、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を必ず押印してください。

入札辞退届

受付印

入札物件の表示

物件の所在地等	開札日時等
川西市花屋敷山手町188	令和8年7月10日(金) 午前10時から 川西市役所 5階 502会議室

既に参加申込みした上記にかかる入札については、都合により辞退します。

川西市長 越田 謙治郎 様

令和 年 月 日

郵便番号

入札参加申込者

住 所

氏 名

印

(TEL - -)

くじによる契約の相手方決定シート

件名	令和8年度花屋敷山手町188 一般競争入札（市有地売却）実施要領
----	-------------------------------------

	受付番号	入札者名
くじ対象者①		
くじ対象者②		
くじ対象者③		
くじ対象者④		
くじ対象者⑤		

受付番号が若い者から順に0→1、2・・・

	くじ番号	受付番号	入札者名
くじ順位1位	0		
くじ順位2位	1		
くじ順位3位	2		
くじ順位4位	3		
くじ順位5位	4		

くじ対象者数 者 = A

入札者数 者 = B （対象となる物件に入札した入札者の数）

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	壱	円
くじ対象となった金額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	

くじ対象となった金額を一桁ずつ加算

→ 金額各桁合計値 ①～⑨の合計 = C

B		C			D
入札者数	+	金額各桁合計値	=	足算結果	= D
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>	

D		A		答え	余り	当選番号 (=余り)
足算結果	÷	くじ対象者数	=	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
<input type="text"/>		<input type="text"/>				<input type="text"/>

当選者

【問い合わせ先】

川西市都市政策部資産活用課
(市役所5階4番)

〒666-8501 川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1403 (直通)

